

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成28年1月27日（平成28年（行情）諮問第49号）

答申日：平成28年8月1日（平成28年度（行情）答申第253号）

事件名：「平成26年度研究年報について（報告）」の一部開示決定に関する
件

答 申 書

第1 審査会の結論

「陸自研究本部の「研究年報」で2014.9.26一本本B848で特定された以降に作成されたものの全て。*電磁的記録が存在する場合、その履歴情報も含む。」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、「平成26年度研究年報（研本企第190号（27.7.3）別冊）（表紙から1ページまでを除く）」（以下「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成27年11月18日付け防官文第18129号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 本件対象文書につき、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定を求める。
- (2) 本件対象文書の履歴情報が特定されていなければ、改めてその特定を求める。

諮問庁は、情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）から「諮問庁の説明は事実を隠ぺいしようとしたものと外部から疑われても仕方のない不適切又は不十分なものであったと言わざるを得ず、極めて遺憾である」（平成22年度（行情）答申第75号）と批判されたことがあるように、不都合な事実を隠ぺいする危険があるため、本件対象文書の履歴情報等の有無について、審査会において直接確認することを求める。

- (3) 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写したものであるかの確認を求める。
- (4) 本件対象文書に「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）として開示されなかった情報が存在するなら、改めてその特定と開示・不開示の判断を求める。
- (5) 原処分で一部不開示とされた部分につき、当該部分に記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものである。請求内容のうち「2014.9.26-本本B848」とは、平成26年9月26日付けで受理した別件開示請求の受付番号であり、当該開示請求において「平成25年度研究年報について（報告）（研本企第194号。26.6.30）」を特定していることから、本件開示請求においては、該当する行政文書として「平成26年度研究年報について（報告）（研本企第190号。27.7.3）」を特定した。

開示決定等に当たっては、法11条の規定を適用し、まず平成27年9月17日付け防官文第14387号により、特定した行政文書のかがみ、別紙、別冊の表紙、略語一覧、目次及び1ページについて開示決定処分を行い、残余の部分（本件対象文書）について、その一部が法5条3号の不開示情報に該当することから、同年11月18日付け防官文第18129号により当該部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行ったところ、本件異議申立てがされたものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は別紙のとおりである。

3 本件対象文書の電磁的記録について

本件対象文書は、陸上自衛隊研究本部がいわゆる文書作成ソフトにより作成したデータをPDF化したものであり、当該データはPDFを作成した後に廃棄している。

4 異議申立人の主張について

- (1) 異議申立人は、「他にも文書が存在するものと思われる。」と主張し、本件開示決定通知書で特定されたPDFファイル形式以外の電磁的記録形式が存在すれば、それについても特定するよう求めるが、本件対象文書の作成手順は上記3のとおりであり、そのため保有している電磁的記録はPDFファイル形式のみであって、それ以外の電磁的記録は保有していない。

なお、異議申立人は、処分庁が原処分における行政文書開示決定通知

書においてPDFファイル形式の電磁的記録を特定したかのように述べるが、法その他の関係法令において、特定した電磁的記録の形式まで明示しなければならないことを義務付けるような趣旨の規定はないことから、原処分においては「PDFファイル形式」と電磁的記録の形式は明示していない。

- (2) 異議申立人は、「本件開示決定通知からは不明である」として、本件対象文書の履歴情報についても特定するよう求めるとともに、「平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に反する」として、「本件対象文書の内容と関わりのない情報」についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、本件対象文書の履歴情報やプロパティ情報等については、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 異議申立人は、「本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落している可能性がある。」として、特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写しているか確認するよう求めるが、本件異議申立てがあった時点においては、開示の実施は行われておらず、したがって複写の交付も行われていない。
- (4) 以上のことから、上記の異議申立人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ①平成28年1月27日 諮問の受理
- ②同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③同年2月16日 審議
- ④同月22日 異議申立人から意見書を收受
- ⑤同年7月28日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件請求文書に該当するものとして「平成26年度研究年報について（報告）（研本企第190号。27.7.3）」を特定し、法11条に規定する特例延長を適用した2回目の決定（原処分）により、当該文書のうち、別冊の表紙から1ページ目までを除く部分（本件対象文書）について、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、異議申立人は、本件対象文書のPDFファイル形式以外の電磁的記録の特定及び不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが適当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性（PDFファイル形式以外の電磁的記録の保有の有無）及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

当審査会において本件対象文書を確認したところ、同文書は、ページ番号を始めとしたその体裁に照らし、「平成26年度研究年報について（報告）（研本企第190号。27.7.3）」のうち、法11条に基づき先行して開示された「かがみ、別紙、別冊の表紙、略語一覧、目次及び1ページのみ」（以下「先行開示文書」という。）に続く部分の文書であると認められる。そして、本件対象文書についてのみPDFファイル形式以外の電磁的記録が存在するとうかがわせる事情は存しない。

したがって、先行開示文書についての答申（平成28年度（行情）答申第153号）と同様、防衛省において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書（PDFファイル以外の電磁的記録）を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 不開示部分の不開示情報該当性について

本件対象文書の不開示部分には、陸上自衛隊の将来装備品や水際障害処理の運用構想、射場施設の設備及び掩壕の構造等に関する情報が記載されていることが認められる。

当該不開示部分は、これを公にすると、陸上自衛隊の防衛力の現状、装備品の質的方向性、能力及び運用の方向性が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示とすることが妥当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

（第4部会）

委員 鈴木健太, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙（原処分において不開示とした部分及び理由）

不開示とした部分	不開示とした理由
4 ページの「期待性能書（案）次世代精密弾」及び「運用上の要求書（案）新偵察警戒車」のそれぞれの成果の要約の一部	陸上自衛隊の将来装備品の運用構想等に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の防衛力の現状及び装備品の質的方向性が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5 ページの「運用要求書（案）高速飛翔弾（仮称）」の成果の要約の一部	
7 ページの「射場施設に関する研究」の成果の要約の一部	陸上自衛隊の射場施設の停弾構造に関する研究成果の情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の至近距離射撃の能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
8 ページの「新規装備品代替処置の具体化」の成果の要約の一部	陸上自衛隊の水際障害処理の運用構想の検討に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の水際障害処理の運用の方向性が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
10 ページの「運用上の要求書（案）「地上レーダ装置」に関する研究（終了）」の成果の要約の一部	陸上自衛隊の将来装備品の運用構想等に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の防衛力の現状及び装備品の質的方向性が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
17 ページの「新装備の未検証掩体・掩壕に関する研究」の成果の要約の一部	陸上自衛隊の構築物の構造や強度に関する情報であり、これを公にすることにより、当該構築物の防御能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、

	法5条3号に該当するため不開示とした。
21ページの「戦闘改善研究（水際障害処理等に関する研究）」の成果の要約の一部	陸上自衛隊の将来装備品の運用構想等に関する情報であり、これを公にすることにより、陸上自衛隊の防衛力の現状及び装備品の質的方向性が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。

(注) 「不開示とした部分」のページ番号は、各ページ下部に記載のページ番号を示す。